学校法人が作成する書類

メインテキスト(追加資料)

		作成の基準	備置き・開示		
私学法を 根拠	事業報告書及	び事業報告書の附属明細書(私学法103条2項)		私学法に基づき備	
	財産目録(私	学法107条第1項1号)		置(私学法106条1 項、107条3項) 大臣所轄学校法人	
	計算関係書類	計算書類(私学法103条2項)			
		→貸借対照表、収支計算書(事業活動収支計算	学校法人		
		3、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書) 会計基準		等では私学法によ	
		計算書類の附属明細書(私学法103条2項)	_	り開示義務(私学	
		→固定資産明細書、借入金明細書、基本金明細書		法151条、137条)	
助成法を 根拠	事業活動収支内訳表(助成法規則2条)		由武士恭行		
	資金収支内訴	表(助成法規則2条)	助成法施行		
	人件費支出內	l訳表(助成法規則2条)	規則		

注

「計算関係書類」→私立学校法施行規則第29条第2項に定める計算書類及びその附属明細書「計算書類等」→私学法第103条第2項に規定される計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

私学法改正による学校法人監査の変更内容

	現行制度		新制度			
計算書類の作	私立学校振興助成法		私立学校法			
成根拠	似立于仪拟 架		※内訳表については私立学校振興助成法に基づき作成			
監査の根拠	私立学校振興助成法		会計監査人設置法人	私立学校法		
			主に大臣所轄学校法人			
			助成対象法人	私立学校振興助成法		
				会計監査人設置あり	会計監査	人設置なし
			私学助成あり	私学法監査+助成法監査	助成治	法監査
			私学助成なし	私学法監査	な	L

計算書類等の作成から評議員会提出までの期限(会計監査人設置なし助成法監査のみの場合)

